

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

地球温暖化対策の必要性について広く認知され、県民一人ひとりが日常生活において、また事業者は事業活動において、温室効果ガス排出削減に向けて自主的に行動し、地球温暖化の緩和が進められているとともに、さまざまな分野において、県内で起こりつつある地球温暖化による気候変動の影響への適応が進められています。

平成 31 年度末での到達目標

家庭や事業所では、省エネルギー、節電、再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガス排出削減の自主的な取組が進んでいます。

また、県民の皆さんや事業者等が連携した低炭素なまちづくりの取組が広がっています。

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度		31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
家庭での電力消費による二酸化炭素排出量		1,165 千 t-CO <sub>2</sub>	1,150 千 t-CO <sub>2</sub>	1,134 千 t-CO <sub>2</sub>		1,119 千 t-CO <sub>2</sub>
	1,144 千 t-CO <sub>2</sub>	1,148 千 t-CO <sub>2</sub>	1,155 千 t-CO <sub>2</sub>			
目標項目の説明と平成 31 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	家庭部門からの二酸化炭素排出量として、家庭での電力消費による二酸化炭素排出量					
31 年度目標値の考え方	国では、2030 年度に 2013 年度比で温室効果ガスの排出量を 26%削減することとしており、家庭での取組を継続して促進しつつ、国の目標達成に資するよう目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度		31 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
15101 温室効果ガス排出削減の取組推進（環境生活部）	大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率		+0.8% 以下 (27 年度)	+1.2% 以下 (28 年度)	+1.6% 以下 (29 年度)		+2.0% 以下 (30 年度)
		-0.5% (26 年度)	-1.4% (27 年度)	+1.2% (28 年度)			
15102 電気自動車等を活用した温暖化対策の推進（環境生活部）	電気自動車等を活用した温暖化対策に取り組む地域の数（累計）		4 地域	6 地域	8 地域		10 地域
		1 地域	2 地域	6 地域			

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
15103 地球温暖化対策の普及啓発の推進（環境生活部）	地球温暖化対策講座等の受講後に、活動に取り組む意向を示した受講者の割合		97.0%	98.0%	99.0%		100%
		95.8%	99.3%	98.8%			
15104 環境教育の推進（環境生活部）	環境教育講座等参加者の満足度		100%	100%	100%		100%
		98.4%	99.7%	98.3%			

## 現状と課題

- ①平成 27(2015)年のC O P 21 でパリ協定が採択され、平成 28(2016)年 5 月には国の地球温暖化対策計画が閣議決定されました。2030 年度に平成 25 (2013) 年度比で 26%削減する国の目標達成に向け、一層、温室効果ガス排出削減の取組を進めていく必要があります。
- ②大規模事業所における温室効果ガスの排出削減が進んできていますが、さらなる削減に向けた取組が必要です。また、中小規模の事業所の温室効果ガスの排出削減等の環境負荷低減のために、引き続き環境経営の促進等に取り組む必要があります。
- ③県内の市町で電気自動車等の活用やL E D 照明の導入等が進んできていますが、さらに多くの市町等で低炭素なまちづくりの取組を広げていく必要があります。
- ④家庭の電力消費量は、猛暑や厳冬の影響により増加する場合がありますが、中長期的なエネルギー消費量全体をみると、減少傾向にあります。引き続き、家庭における省エネルギー等の取組を促進する必要があります。
- ⑤平成 30 (2018) 年 6 月に気候変動適応法が成立したことを受け、本県における農林水産業、自然災害、健康等への気候変動影響についての情報収集等を進めるとともに、これら影響の軽減等を図る取組を促進する必要があります。
- ⑥県民一人ひとりが環境問題解決への具体的な行動を継続して実践するためには、幼少期からの切れ目のない環境教育が重要です。

## 平成 31 年度の取組方向

- ①「三重県地球温暖化対策推進条例」や「三重県地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出削減の取組を推進していきます。
- ②温室効果ガスの排出削減を進めるため、大規模事業所に対し地球温暖化対策計画書に基づく自主的な削減取組を促進するとともに、中小規模の事業所に対しては、三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M－E M S）等の導入促進により、環境負荷低減の取組を進めます。また、事業活動に必要な電力調達を再生可能エネルギーに転換する取組の普及拡大を図ります。
- ③市町等と連携して電気自動車等の活用やL E D 照明の導入等に取り組む、低炭素なまちづくりの取組を広げていきます。
- ④家庭での温室効果ガス排出削減の取組を促進するため、三重県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、地球温暖化防止活動推進員等が行う普及啓発活動を通じて、節電取組や省エネ家電の導入、再生可能エネルギーの導入等を促進します。

- ⑤気候変動影響は、農林水産業、自然災害、健康等のさまざまな分野で既に顕在化してきており、本県における気候変動影響および気候変動適応の情報の収集、分析、発信や普及啓発等により、適応策の取組を強化・充実します。
- ⑥県民一人ひとりの環境配慮行動の定着を図るため、三重県環境学習情報センターの講座において、E S D等の取組を推進するとともに、それぞれの年代に応じて、ニーズにあった学習メニューを実施していきます。

## 主な事業

- ①（一部新）地球温暖化対策普及事業【基本事業名：15101 温室効果ガス排出削減の取組推進】  
予算額：(30) 2,996千円 → (31) 2,971千円  
事業概要：温室効果ガスの排出削減を進めるため、県民や事業者等の効率的な省エネ機器への転換や再生可能エネルギーの活用等の取組を促進します。また、地球温暖化による本県の気候変化やその影響について県民の理解を深めるとともに、気候変動適応法に基づき気候変動影響への適応の取組を促進します。
- ②低炭素社会づくり推進事業【基本事業名：15102 電気自動車等を活用した温暖化対策の推進】  
予算額：(30) 5,780千円 → (31) 11,381千円  
事業概要：電気自動車等の活用やLED照明の導入等による省エネルギー等に取り組む地域を創出するため、市町と連携し、家庭や事業所向けの環境セミナーを地域ごとに実施します。
- ③環境経営促進事業【基本事業名：15103 地球温暖化対策の普及啓発の推進】  
予算額：(30) 5,236千円 → (31) 5,330千円  
事業概要：事業者の自主的な温室効果ガス排出削減の取組を進めるため、M-E M Sの普及拡大を図るなど環境経営の取組を促進します。
- ④環境行動促進事業【基本事業名：15103 地球温暖化対策の普及啓発の推進】  
予算額：(30) 5,091千円 → (31) 4,885千円  
事業概要：家庭における温室効果ガスの排出削減を図るため、地球温暖化防止活動推進センターを拠点として、具体的な省エネ手法等に関する講座等の充実を図るとともに、地球温暖化防止活動推進員等による普及啓発を進めます。
- ⑤環境学習情報センター運営事業【基本事業名：15104 環境教育の推進】  
予算額：(30) 40,022千円 → (31) 40,695千円  
事業概要：環境教育を推進するため、県環境学習情報センターを拠点として、他団体との連携を図りながら、環境講座やイベント等を開催します。